

麻酔科認定医に関する内規

2013年5月22日制定

2014年5月14日改定

2016年4月22日改定

2017年3月24日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第5条の規定に基づき、この法人の麻酔科認定医（以下、「認定医」という。）の運用について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 認定医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、麻酔科臨床に関する相当の知識と経験を有すると認定し、厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けている者をいう。

(登録日・有効期間)

第 3 条 認定医の登録日は、新規の申請にあつては、8月1日、12月1日、4月1日とする。また、更新の申請にあつては、認定審査に合格した翌年度の4月1日とする。

2 認定医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。ただし、新規の認定にあつては、登録された日にかかわらず、登録された日から満5年を経過する年度の3月31日までとする。

(認定の取消)

第 4 条 この法人は、認定医が以下に掲げる事由に該当するとき、認定医の資格を取り消す。

- (1) この法人の正会員、あるいは名誉会員でなくなったとき
- (2) 認定医が認定の取消を申し出たとき
- (3) 認定医が更新の手続きをしなかったとき
- (4) この法人の理事会が認定医としてふさわしくないと認めたとき

2 この法人が、前項第4号の事由により認定医の資格を取り消すとき、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第 5 条 認定医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない

ない。

- (1) この法人の正会員であり、申請する年の会費を完納していること
 - (2) 厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けていること、あるいは現に麻酔科標榜の許可申請書を提出していること
 - (3) 手術における麻酔管理に関する研修を認定病院で医師免許取得後 24 ヶ月以上受けていること
 - (4) 過去に認定医の認定を受けたことがないこと
- 2 認定審査委員会が正当な理由があると認めるときは、前項第 4 号に掲げる規定にかかわらず認定医の申請をすることができる。

(申 請)

第 6 条 認定医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 認定医新規申請書 1 部
 - (2) 麻酔科標榜許可書の写し 1 部
 - (3) 職務経歴書の写し 1 部
 - (4) 麻酔経歴書の写し 1 部
 - (5) 臨床実績報告書の写し 1 部
- 2 認定医の認定申請は、随時受け付ける。
- 3 認定医認定の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(審 査)

第 7 条 認定医の認定審査は書類審査とし、毎年 8 月、12 月、4 月の第 4 金曜日にこの法人の認定審査委員会が実施する。

- 2 認定審査委員会が審査対象とする書類は、審査月の前月末日までに提出された第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号のすべての書類とする。
- 3 麻酔科標榜許可申請書の写しについては、審査が開かれる日の前日までに提出すれば審査対象とするが、申請年度の 3 月 31 日までに提出しない場合は申請を無効とする。
- 4 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 5 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第 8 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後 2 週間以内に認定医登録料 10,000 円を納付する。2 週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を認定医として登録する。認定医として

登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更新)

- 第9条 認定医資格の有効期間が終了し、引き続き認定医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新資格)

- 第10条 認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、この法人が主催する学術集会等への参加等の実績を有していること

(学術集会参加実績)

- 第11条 前条第2号に定める学術集会等への参加による実績は3単位とする。

- 2 前項に定める3単位は、別表に掲げるこの法人が主催する学術集会等への参加により算定する。ただし、少なくとも1回は、この法人の年次学術集会への参加による実績1.5単位を含まなければならない。

(更新申請)

- 第12条 認定医資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- (1) 認定医更新認定申請書 1部
- (2) 認定医実績目録（学術集会等参加実績証明書の写し） 1部
- (3) 職務経歴書の写し 1部
- (4) 麻酔経歴書の写し 1部

- 2 認定医の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。
- 3 認定医更新の審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。申請後2週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

- 第13条 認定医の更新審査は書類審査とする。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第14条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に認定医登録料10,000円を納付する。2週間後納付が確認されなかった場合、合格を無効とする。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を認定医として登録する。認定医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(更新の免除)

- 第15条 認定医が、その有効期間中に日本専門医機構認定専門医（以下、機構専門医）の資格を取得したときは、以後の認定医の更新手続きを免除する。
- 2 前項に掲げる者の認定医の有効期間は、新たに取得した機構専門医の有効期間と同一とし、認定医の認定証は交付しない。
 - 3 機構専門医の有効期限内に猶予・休止の理由で資格を一時喪失した場合は、認定医として登録する。ただし、機構専門医の猶予期間2年を含めた有効期限を超えて、休止する場合は、更新申請は免除しない。

(実績不足による更新の猶予)

- 第16条 認定医は、以下の各号に掲げる事由によりその有効期間中に更新に必要な単位を取得することができなかつたときは、有効期間終了日の翌日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。
- なお、その期間については暫定認定医と称する。
- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため、この法人が主催する学術集会等に参加できなかったとき
 - (2) 海外に居住し、この法人が主催する学術集会等に参加できなかったとき
- 2 前項に該当し、認定医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の10月31日までに暫定認定医申請書および第12条第1項第3号、第4号の書類をこの法人の理事会に提出し、その許可を得なければならない。
 - 3 暫定認定医申請を許可された者は、許可された日から2年以内に更新手続きをしなければならない。この認定医有効期間には暫定認定医が含まれる。
 - 4 本条第1項第2号に該当する者は、延長期間1年につき1.5単位のこの法人の主催による学術集会等への参加実績を加算しなければならない。

第4章 再認定

(資格の再認定)

第17条 認定医は、この内規第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき、再度認定医の申請をすることができる。

(再認定資格)

第18条 認定医資格の再認定を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人の正会員であり、申請する年の会費を完納していること
- (2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この法人が主催する学術集会等への参加による実績を有していること。ただし1月1日から3月31日までに申請する場合は、申請する年の6年前の4月1日から申請する前の年の3月31日までの間に、この法人が主催する学術集会等への参加による実績を有していること。

(学術集会参加実績)

第19条 前条第2号に定める学術集会等への参加による実績は3単位とする。

- 2 前項に定める3単位は、別表に掲げるこの法人が主催する学術集会等への参加により算定する。ただし、少なくとも1回は、この法人の年次学術集会への参加による実績1.5単位を含まなければならない。

(申請)

第20条 認定医資格の再認定を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 認定医再認定申請書 1部
- (2) 認定医実績目録 1部
- (3) 職務経歴書の写し 1部
- (4) 麻酔経歴書の写し 1部
- 2 認定医の再認定申請の受付期間は、この内規第3条の規定を適用する。
- 3 認定医の再認定の審査料は、認定医内規第6条に定める10,000円とする。

(再認定者の審査)

第21条 認定医の再認定審査は、書類審査とする。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第22条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、認定医内規第8条に定める認定医登録料10,000円を納付する。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を認定医として登録する。認定医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第5章 補 則

(雑 則)

第23条 この内規に定める事項のほか、認定医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第24条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2016年4月1日以降に認定医の新規認定審査を受けようとする者、2016年4月1日以降に認定医の認定期間を終了し、認定医を更新する者、または2018年4月1日以降に暫定認定医の認定期間を終了する者に適用する。
2. 2015年度までに行われる認定医の新規認定審査を受けようとする者、2016年3月31日以前に認定医(暫定認定医を含む)の認定期間を終了する者、または2017年3月31日もしくは2018年3月31日に暫定認定医の認定期間を終了する者は別に定める申し合わせを参照する。
3. 2017年度までに行われる認定医の再認定審査を受けようとする者は、学術集会等への参加による実績は2単位とする。
4. 前項に定める2単位は、別表に掲げるこの法人が主催する学術集会等への参加により算定する。ただし、少なくとも1回は、この法人の年次学術集会への参加による実績1.5単位を含まなければならない。
5. この内規の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科認定医に関する細則(2012年6月6日制定)は、2014年3月31日に廃止する。